

地方公共団体情報システム機構経営審議委員会会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 開会の日時

平成27年1月22日(木)11時00分～12時00分

(2) 場所

全国町村議員会館 第1会議室

2 出席委員の氏名

委員	大山	永昭
〃	大島	敏男
〃	池内	比呂子
〃	石井	夏生利
〃	北岡	有喜

3 議事の要領

別紙のとおり

以上

地方公共団体情報システム機構

経営審議委員会委員長 大山 永昭

(別紙) 議事の要領

1 開会

理事長(挨拶)

2 議事

(1) 平成26年度1月補正予算(案)

委員長 議案第1号について、事務局からご説明願いたい。

なお、地方公共団体情報システム機構定款第26条第2項により、この議案第1号に対して委員会が付した意見は、書面で開催される代表者会議において、理事長から報告されることとなる。

事務局 (議案第1号の内容を説明)

委員長 事務局の説明について、意見又は質問はないか。

委員 通知カード・個人番号カード関連事務を当機構に委任することについて、全国の市町村1741団体のうち1730団体から委任状の提出があったとのことだが、人口比では何%か。

事務局 人口比では、提出のあった市町村で97.1%、未提出の市町村が2.9%である。

なお、委任状が提出されていない団体についても、当機構に委任をしないというわけではなく、団体における個人情報保護条例に定められた手続き等に時間を要しているものと聞いている。

委員 個人番号カード交付申請書は、住民から機構に直接郵送されるのか。

また、住民が個人番号カードを受け取る際は、住民に郵送されるのか、市町村の窓口に取りに行くのか。

事務局 通知カードと併せて、個人番号カード交付申請書が同封されている。住民は、その個人番号カード交付申請書に写真を貼り、機構に送付することとなる。

個人番号カードの受け取りについては、市町村の窓口で、本人確認をした上で交付されることになる。

委員 通知カードは世帯ごとに送るのか。

事務局 通知カードは個人ごとに交付されるが、世帯ごとにまとめて送ることになる。

事務局 なお、個人番号カードの交付申請手続については、政令指定都市から、より多様な方法を認めるよう意見が出されており、例えば、市で住民の個人番号カード交付申請書を取りまとめた上で、機構に申請するといったことが検討されている。

委員 個人番号カードの交付申請書の送付先が機構となっていることについて、住民が疑問に思うこともあるのではないかと。

事務局 当機構が、市町村の委任を受けて、個人番号カードの交付申請手続を実施していることについて、住民にわかるよう対応したい。

委員 コミュニティチャンネル及び YouTube 等の動画サイトを利用して、個人番号カードの手続き等について、広報することが機構として必要ではないかと。

事務局 個人番号カード関係の全体的な広報については、政府広報として内閣官房が中心となって実施することになるので、そういった中で機構が住民に認知され、遺漏なく事務処理ができるよう対応してまいりたい。

委員 今回、債務負担行為の変更は、個人番号カード発行枚数を 600 万枚で想定していたものから、1,500 万枚に変更することに伴うものだが、1,500 万枚の根拠はどういうものか。

事務局 1,500 万枚については、平成 27 年度予算政府案に基づくものである。1,500 万枚の内訳は、平成 27 年度の 1 月～3 月の 3 箇月で 1,000 万枚、平成 28 年度で 500 万枚と想定されている。

委員 個人番号カードの発行枚数に具体的な目標はあるのか。

事務局 政府から示されたことはないが、自民党のマイナンバー利活用推進小委員会において、概ね人口の 3 分の 2 ということで、8,700 万枚という枚数が示されてい

る。

また、このためには、健康保険の保険証として個人番号カードを使えるようにする必要があるので、厚生労働省と内閣官房で様々な検討が進められていると聞いている。

委員長 他に質問はあるか。

また、経営審議委員会として議案第1号について特段の意見はあるか。

今回の議案第1号については、国のほうで予算化される見込みが立ったということで、遺漏ないように対応いただきたいということだと思うが、いかがか。

(異議なし)

委員長 それでは、議案第1号に対する本委員会の意見はなしとしたい。

ただし、予算執行については、しっかりと対応いただきたいと申し添えることとする。

代表者会議には、理事長から報告いただきたい。

3 閉会

委員長 以上で、第5回経営審議委員会を閉会する。

以上